
留意事項

○ 災害貸付け

- ア 「その他の非常災害」とは、交通事故、盗難等不慮の事故による災害をいうが、病気の場合は含まない。
- イ この貸付けは、り災後3月以内に貸付けの申込みがあった場合は貸付けることができる。

○ 医療貸付け

「医療を受けるために資金を必要とする場合」の費用は、医療費として医療機関に支払う費用のほか、療養のために要する諸費用（付添料、通院費、日常諸雑費等）で、支部長が認めた費用とする。

○ 結婚貸付け

この貸付けは、原則として6月以内に結婚（内縁関係を含む。）する者に貸付けるものとする。

○ 葬祭貸付け

葬祭貸付けの貸付事由における葬祭とは、次に掲げるものとする。

- (ア) 葬祭対象者に係る葬儀
- (イ) 葬祭対象者の死亡日から2月以内に行われる当該葬祭対象者に係る服喪及び追悼等のための行事
- (ウ) 葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立（これらとともに行われる祭祀を含む。）